

令和 7 年度

事業計画書

(案)

社会福祉法人 新宮市社会福祉協議会

令和7年度 社会福祉法人 新宮市社会福祉協議会 事業計画

《基本方針》

近年、わが国においては、少子高齢化・人口減少が急速に進むなか、住民ニーズは多様化・複雑化しており、様々な地域生活課題が広がっています。

また、多くの地域で自治会・町内会の加入率の低下や地域福祉を推進していくための担い手不足がみられます。

国は、こうした福祉課題に対応するため、包括的な支援体制づくりや重層的支援体制整備事業の創設や生活困窮者自立支援制度、生活支援体制整備事業、成年後見制度利用促進など、地域共生社会の実現に向けて、社会福祉制度を改正し、「地域福祉の政策化」といわれる状況がよりいっそう進展しています。併せて住民の自主的な取り組み（住民自治）やボランティア活動等に期待する動きが強まっています。

このような状況のなか、社協は地域福祉に関連する様々な施策をどのように地域福祉の推進に活かしていくのか、住民や地域の関係者、行政と協議し、地域の実情に応じた取り組みを進めていくなど、協議体としての機能を活かしていく必要があります。

当会では、地域福祉施策が大きく動く時期にある中で、地域福祉を推進していく中核的な組織としてどのような役割を果たしていくのか方向性を示すために、令和6年5月に中期経営計画策定委員会を設置し、12月には「新宮市社会福祉協議会中期経営計画」を策定しました。今年度は本計画に基づき、組織体制や事業内容、財務等に関する諸課題の解決に向けて、役職員一丸となって計画的に取り組んでまいります。

社会福祉法人 新宮市社会福祉協議会

<使命>

新宮市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とする。

<経営理念>

- ① 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ② 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③ 地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④ 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤ 持続可能で責任ある自律した組織経営

<基本方針>

- ① 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図る。
- ② 事業の展開にあたって、「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
- ③ 事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行う。
- ④ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

<地域福祉活動計画 基本目標>

共に育てよう、人・まち・ネットワーク ～さまざまな協働による地域福祉活動の推進～

1、共に育てよう

- ①お互いに支え合う「共育」
- ②多様性を認め合う人権尊重

2、人育て

- ①地域福祉の担い手づくり
- ②ボランティア等の地域の担い手を育てる

3、まち育て

- ①高齢者、障がい者、児童等すべての人に優しく住みやすいまちづくり
- ②住民同士のつながりの再構築

4、ネットワーク育て

- ①地域のあらゆる人や機関が対象者や分野を越えてつながる
- ②お互いの強みを活かしながら地域課題に取り組むためのネットワークづくり

5、協働

地域の様々な主体が課題や目標を共有し、それぞれの価値観や個性を活かしながら課題解決に共に取り組む

重 点 項 目

1、新宮市社会福祉協議会中期経営計画の推進

令和6年12月に策定された新宮市社会福祉協議会中期経営計画に基づき、各項目の目標達成に向けて、進捗状況を確認しながら取り組む。

2、包括的支援体制構築のための基盤整備

法人内での連携強化や、行政、福祉組織等、様々な関係機関との協働により、複雑化、多様化した地域生活課題に対応する基盤を整備する。

3、介護保険事業部の今後の方向性に向けた協議

社協が果たすべき役割や地域の介護サービスの状況等を踏まえながら、今後の介護保険事業部の方向性について協議するための委員会を設置する。

各 部 方 針

1、総務部

(1) 本会の使命、経営理念、基本方針の浸透

各部署に使命、経営理念、基本方針を掲示し常に意識できるようにする。

(2) 公費財源の確保

地域福祉を推進していくために必要な事業や人員に係る財源を柔軟に活用できるように市との協議を継続していく。

(3) 自主財源の確保

自主財源の拡充に向けた検討会を開催する。

(4) 組織体制の充実

理事会、評議員会等で社協の事業運営に関して活発な意見が交わされるよう、社協の事業内容等について説明する機会をつくる。

(5) 人材の育成、確保

- ・人材育成基本方針を策定し計画的に職員のスキルアップを図る。
- ・専門性の高い職員の確保や人材定着につながるよう、賃金規程等の見直しに向けた検討会を開催する。

(6) 働きやすい職場環境の整備

- ・ペーパーレス化について検討し、できることから実行していく。
- ・事業と人員のバランスを図るために事業内容や必要な人員について市と協議を継続する。

(7) 広報活動の強化

- ・ホームページのリニューアルについての検討会の開催
- ・広報誌（アシスト）の記事内容の見直し、住民活動を中心とした内容を掲載する。

(8) 災害への対応

事業継続計画（BCP）に基づく訓練の実施及び計画の見直し。

2、地域福祉部

(1) 住民ニーズの把握及び住民の主体性を引き出す支援

- ・アウトリーチの強化とアンケート調査を実施し、各地区の潜在的なニーズを把握する。
- ・地域の生活課題に関心を持ってもらうために、住民が参加しやすいイベントやサロン等を開催し、つながることをきっかけに課題共有できる場づくりに取り組んでいく。
- ・地域福祉活動の担い手不足への対応として、児童や生徒、若い世代にも地域づくりに参加できるよう、福祉教育プログラムの見直しについて検討する。

(2) 包括的な相談支援体制を強化するための基盤整備

- ・多様な相談や複雑なケースに対応できるよう、外部研修や内部研修により相談援助技術を高める。
- ・担当職員が1人で困難ケースを抱え込まないように、ケース会議等を開催し、チームによる支援体制を構築する。また、必要に応じて他の部署と情報共有し、法人全体で支援する体制をつくる。
- ・相談内容や支援の経過について記録を整備し、情報共有や支援の振返りなど、専門職として計画的に取り組むためのツールとして活用する。

(3) 第4次地域福祉活動計画を推進するための計画的な取り組み

- ・地区懇談会等を年1回開催し、進捗状況の確認や見直しの必要性について協議する。また、地区ごとに短期目標を設定し計画的に取り組む。
- ・地域福祉部以外の職員も地域活動や地区懇談会等に参加し、地域福祉活動計画への理解を深める。

(4) 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

- ・大規模災害に備え、地域住民や福祉組織、行政、企業等と平時からのつながりを活用し、災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施する。
- ・訓練では実際の災害時に求められるスキルや対応力を習得するために、ICTの活用等、実践に近い状況でシュミレーションする。また、外部で実施される訓練にも参加し、職員のスキルアップを図る。

<中央児童館>

(1) 安心して過ごせる児童館・居場所づくり

- ・遊び、クラブ活動、行事等を通じた健全育成の方法やこどもの権利等について学習し、安心して遊べる児童館を目指す。

- ・保護者や地域住民、福祉組織等と連携し、地域で健全育成する環境づくりに努める。
- ・児童館の活動について、こども達にアンケート等を実施し、こどもの意見を尊重しながら活動に反映させていく。

(2) 配慮を要するこども・家庭への対応

- ・こどもや保護者との関係づくりを大切にし、状態の変化や課題に早期に気付けるように努める。
- ・必要な支援や対策がとれるよう、市や学校、地域福祉部地区担当と情報共有し連携していく。

(3) 災害時の児童館の役割について

- ・災害発生直後には、こどもの一時的な安全確保の場所として、最低限の食料品等を備えておく。
- ・感染症や地震等の大規模災害発生時の児童館としての役割や機能維持について検討し、事業継続計画（BCP）の見直しや訓練を実施する。

3、介護保険事業部

<居宅介護支援事業>

(1) 関係機関との連携

- ・住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることが出来るよう、地域の行政機関、医療機関をはじめ、地域包括支援センター、社協地域福祉部、他事業所等と連携をとりながら利用者支援に努める。
- ・複合的な課題を抱えているケースについては、法人内や他の関係機関と情報共有しながら課題解決に向けて取り組む。

(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み

介護保険外のサービスを含め地域のあらゆる社会資源を把握し、個別の課題を通じて、法人内の各部署や他の関係機関と連携しながら、地域づくりも視野に入れたケアマネジメントを意識する。

<訪問介護>

(1) 安定した事業の運営

近年の介護事業収益の減少からの改善を図るべく、新規利用者の確保並びに感染予防を徹底しながら、信頼される事業所として利用者が安心して利用できるよう健全経営に向けて取り組む。

(2) 介護職員の質の向上

慢性的な福祉人材不足が続くなか、その影響が最小限になるよう、働きやすい職場づくりや人材の確保・育成・定着に努めながら職場研修などを通じて質の向上を図るとともに、サービス提供責任者においては、職責を理解し自己研鑽に努める。

(3) 関係機関との緊密な連携

事業所内だけでは対応が困難なケースについては、行政機関をはじめ、居宅介護支援事業所、地域福祉部等との緊密な連携をとりながら多職種、多機関と連携しながら課題解決に向けて取り組めるよう、協力体制を構築していく。

＜熊野川地域包括支援センター＞

- (1) 介護予防事業の充実
 - ・各地区での介護予防教室の実施
 - ・専門家による体操教室の実施
 - ・地域保健課健康増進係との連携による健康教室の実施
 - ・個別ケースへの介護予防に基づく助言・指導
- (2) 総合相談の充実
 - ・介護予防教室や介護認定情報、住民からの情報提供等により、地域の高齢者の実態を把握し、様々な課題を抱える方の把握と解決に向けた支援を展開する。
 - ・定期的な見守り訪問の継続
 - ・多職種連携による支援を継続し課題解決を図る。

事業概要

1. 法人運営事業

- (1) 理事会・評議員会、委員会の開催
- (2) 三役会の開催
- (3) 経理事務（予算・決算・出納）
- (4) 自主財源の確保と会員加入の促進
- (5) 職員研修の実施
- (6) 広報紙「アシスト」の発行
- (7) 善意銀行（寄付金等）

2. 第4次地域福祉活動計画の推進

- (1) 各地区の課題への取組み（担い手不足、地域のつながりの再構築）
- (2) 進捗状況の確認（評価、新たな課題、見直しの必要性等）
- (3) 地区懇談会の開催

3. 地域福祉事業の推進

- (1) 小地域ネットワークづくり事業の推進
 - ・あらゆる生活課題を受け止める相談支援体制の整備
 - ・アウトリーチの徹底
 - ・地域住民や各種団体等が地域の課題や解決策を検討するための場づくり

- ・生活支援コーディネーターとの連携による支え合い活動の推進
- ・SNS による地域活動等の情報発信
- ・民生委員児童委員、区、町内会との連携
- ・地域活動の新たな担い手の発掘
- ・各種団体等による住民主体のサロン活動の支援
- (2) 生活支援コーディネーター事業の受託
 - ・住民主体による地域支え合い活動の推進
 - ・新たな地域資源の把握及び開発
 - ・地域の支援ニーズと地域資源とのマッチング
 - ・様々な事業主体や各種団体との連携、ネットワークの構築
- (3) 福祉委員活動の推進
 - ・福祉委員の増強
 - ・正副委員長会議の開催
 - ・見守り活動の推進
 - ・研修会の開催
 - ・地区福祉委員会活動の支援
 - ・関係機関・団体との連携
 - ・福祉委員によるふれあいいきいきサロン活動推進の強化
 - ・ふれあい交流事業の支援
 - ・共同募金運動への協力
- (4) 福祉のまちづくり事業の実施
 - ・障がい児激励事業
 - ・「愛の日」バザー
 - ・人権研修会の開催及び参加

4. ボランティア活動事業の推進

- (1) ボランティア・市民活動センター事業
 - ・運営委員会の開催
 - ・地域福祉活動計画推進への協力
 - ・広報、啓発
 - ・交流と連携（ネットワーク）の促進
 - ・勉強会、研修会の開催
 - ・他市町村ボランティア・市民活動センターとの連携
 - ・しんぐう元気フェスタの開催
 - ・災害時対応訓練及び研修会への参加
 - ・カルチャーサロンの開催
- (2) ボランティアコーディネート事業
 - ①ボランティアの育成
 - ・新規ボランティアの推進

地域課題に応じたボランティアの発掘及び育成、マッチング

- ・福祉教育の推進

- 福祉体験講座の開催

- ボランティアスクールの開催

- 小・中・高等学校との連携

- ②ボランティア活動の支援

- ・情報の収集と提供

- ・相談、活動支援

5. 要援護者支援事業の推進

- (1) 福祉サービス利用援助事業

- ・福祉サービス利用のための手続き

- ・公共料金の支払いや福祉サービス利用料の支払い

- ・通帳や証書の預かり

- (2) 法人後見事業

- (3) 生活困窮者支援制度への協力

- (4) 福祉車両貸出事業

- (5) 紙おむつ半額助成事業

- (6) 貸付事業の推進

- ・生活福祉資金貸付事業

- ・緊急小口資金貸付事業

6. 災害時対応事業の推進

- (1) 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

- (2) ボランティア・市民活動センターとの連携

- (3) 日本赤十字社との連携

- (4) 共同募金運動への協力と「新宮いのちの募金」助成事業の実施

- (5) 和歌山県社会福祉協議会（和歌山県災害ボランティアセンター）との連携

- (6) 県下市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援

- (7) 有事に備えた必要資機材・物資等の備蓄管理

- (8) 災害ボランティアセンターについての情報収集並びに派遣

7. 善意銀行の運営

市民の善意による金品を受入れ、地域福祉活動に役立てています。

8. 介護保険事業の運営

- (1) 居宅介護支援事業（ケアマネジャー）

- ・介護保険法に基づき、介護、介護予防・日常生活総合支援事業のサービス利用者を対象としてケアプランを作成する。

- ・利用者がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、行政やサービス事業者等との連絡調整、モニタリング等を行う。
- ・研修会や事例検討等を通じて、情報共有や専門職のスキルアップを図る。

(2) 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）

- ・介護保険法に基づき、介護、介護予防・日常生活総合支援事業サービス利用者を対象として、生活援助、身体介護、通院介助を提供する。
- ・障害者総合支援法上のサービス利用者に対し、障害福祉サービス（家事援助、身体介護、同行援助、重度訪問介護、移動支援）を提供する。
- ・熊野川地区の要介護者を対象に通院等を支援する特定旅客自動車運送事業（介護タクシー）を実施
- ・にこにこサービス事業（介護保険制度外サービス）

(3) 熊野川地域包括支援センターの受託

①包括的支援事業

- ・指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務
要介護認定で要支援１・２と認定された方のケアプラン作成
- ・総合相談支援事業
高齢者や家族の相談を受け適切なサービス支援を行う。
- ・権利擁護事業
高齢者に対する虐待の防止や早期発見、消費者被害防止などの支援
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
多職種協働による地域支援ネットワークの形成をはじめ、地域ケア会議・事例検討会の実施、その他支援専門員に対する必要な情報提供及び後方支援
- ・認知症施策推進業務
認知症サポーター養成講座の実施

②介護予防事業

- ・個別に対する介護予防
介護状態になる危険リスクを把握し、健康面及び生活面における介護予防に基づく助言・指導等を行う。
- ・運動機能向上に関する事業
高齢期の筋力低下等予防を目的とした運動を行う。また、地域住民が自主的に運動等を継続実施できるよう支援を行う。
- ・介護予防講座等の実施
各地域に応じた口腔・栄養・認知症等に関する介護予防講座を実施し、介護予防啓発を行う。

9. 指定管理者制度による事業の受託

(1) 中央児童館の管理運営

全ての児童を対象に遊びや交流の場の提供、及び子育て支援含む健全育成支援事業の推進

- ・自然とのふれあい活動の実施
- ・世代交流活動の実施
- ・創作活動や季節行事の実施
- ・クラブ活動を通して集団的援助活動
- ・ジュニアボランティアの育成
- ・運動あそびを通じた体力づくりの推進
- ・未就園児の親子を対象にした子育て支援活動の実施
- ・防災活動の実施（避難訓練の実施）
- ・市児童館や子育て関係機関との連携

(2) 福祉センターの管理運営

- ・老人福祉センターの貸館業務
- ・高齢者等入浴サービスの実施
- ・避難訓練の実施

1 0．福祉サービスにおける苦情解決第三者委員会の運営

- (1) 苦情解決第三者委員会の開催
- (2) 苦情に対する円滑な解決とサービスの充実

1 1．福祉関係団体との連携

- (1) 民生委員児童委員協議会との連携
 - ・地域の見守り体制の構築
 - ・地域福祉ネットワークづくりの推進
 - ・子育てサロン・おやこサロンの推進
 - ・こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進
- (2) ゆうゆうクラブ（老人クラブ連合会）との連携
 - ・ゆうゆうクラブ活性化の推進
 - ・生きがいと創造の事業の推進（生きがい菜園・生きがい教室）
 - ・「愛の日」ゆうゆうクラブ芸能大会への協力
- (3) 赤十字事業への協力
 - ・赤十字事業の推進
 - ・赤十字活動資金募集の推進
- (4) 共同募金運動への協力
 - ・赤い羽根（「ささえ愛募金」「MACHI（まち）サポート募金」「新宮いのちの募金」）の推進
 - ・歳末たすけあい運動の実施
 - ・フードパントリー事業
 - ・適正かつ効果的な配分の実施